

豊島区子ども・若者総合計画 令和7～11年度 (2025～2029年度)

検 討 資 料

掲載される事業や事業名等は、現在調整中のため、今後変更となる可能性があります。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	
1 計画策定の背景・目的.....	
2 計画の位置付け・他の計画との関連.....	
3 計画期間	
4 計画の対象.....	
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況	
1 国・東京都・豊島区の動向.....	
（1）国の動向	
（2）東京都の動向	
（3）豊島区の動向	
2 豊島区の状況.....	
（1）豊島区の現況	
（2）子ども・若者や保護者の意識・意向〈アンケート調査の結果〉	
（3）子ども・若者の意識・意向〈ヒアリング調査の結果〉	
第3章 施策の方向.....	
1 計画の基本理念.....	
2 施策の目標	
3 施策の体系	
4 取組の方向性と施策	
＜目標Ⅰ＞ 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	
＜目標Ⅱ＞ 誰も取り残さず、子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援.....	
＜目標Ⅲ＞ 安心して子育てできる充実した環境の整備	
＜目標Ⅳ＞ 子どもの充実した学びや体験を後押し.....	
＜目標Ⅴ＞ 若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参画をサポート	
＜目標Ⅵ＞ 区民・地域、企業などがつながり、みんなで子ども・若者をサポート	

第4章	第三期子ども・子育て支援事業計画
1	第三期子ども・子育て支援事業計画について
2	教育・保育施設の状況.....
3	子ども・子育て支援事業計画の体系.....
4	教育・保育の提供区域の設定
5	児童人口の推移見込み.....
6	量の見込みと提供体制の確保方策
	（1）教育・保育
	（2）地域子ども・子育て支援事業.....
7	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容
9	特別な配慮が必要な児童への支援

第5章	社会的養育推進計画.....
-----	----------------

第6章	計画の推進に向けて.....
1	計画の進行管理
2	子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進.....
3	地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化.....
4	子ども等の意見反映

資料編

第1章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、平成27年3月に条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定し、区民ニーズを踏まえた各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」に含まれず、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで対象を拡大し、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築し、年齢階層で途切れることなく継続した支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題となっていた子どもの貧困問題に対応し、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取組の方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月に「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国は歯止めのかからない少子化の進行や人口減少、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するために、こども施策の企画立案と総合調整を行う「こども家庭庁」を設置し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であるこども基本法が令和5年4月1日に施行されました。
- また、平成29年4月には、児童福祉法の改正により特別区においても児童相談所の設置が可能となり、豊島区においても令和5年2月に区の新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、計画の対象である子ども・若者を始めとする計画対象への意見聴取を踏まえて、これまでの「子ども・若者総合計画」にこども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」、区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。



2 計画の位置付け・他の計画との関連

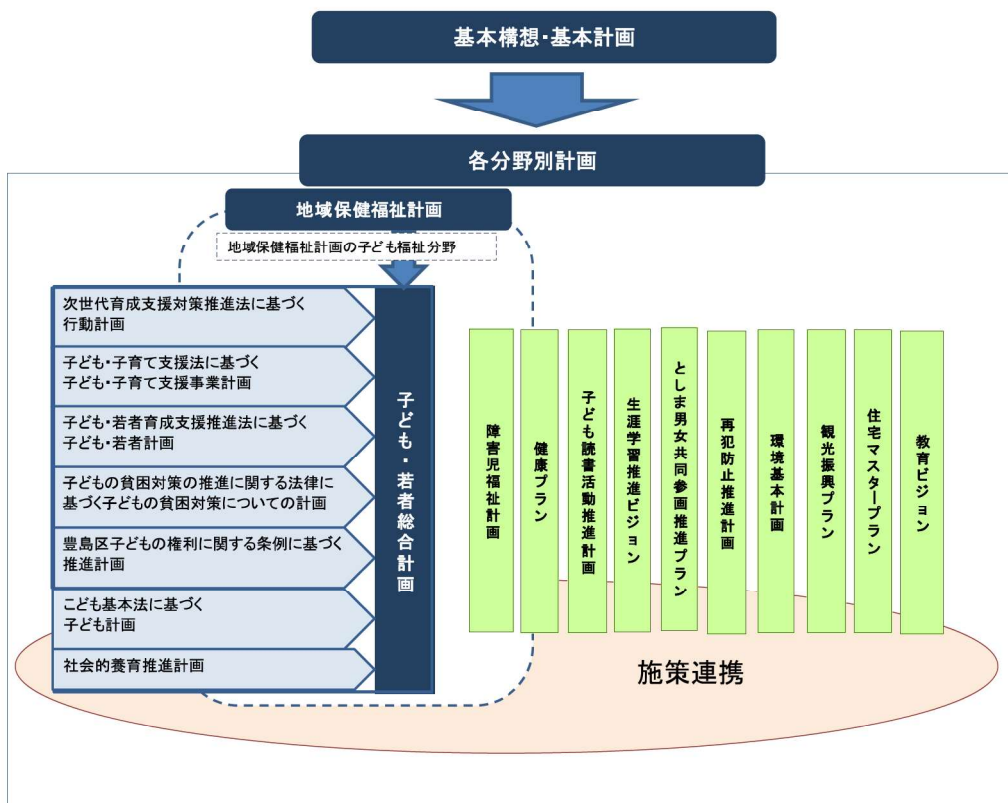
(1) 関係法令との関係

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第 30 条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

(2) 区の関連計画との関係

本計画は、豊島区基本計画に基づき、「子ども・若者が自分らしく成長できる子育てしやすいまち」づくりの実現を目指す、豊島区基本計画の子ども・若者分野の計画として位置付けられます。

また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けられます。

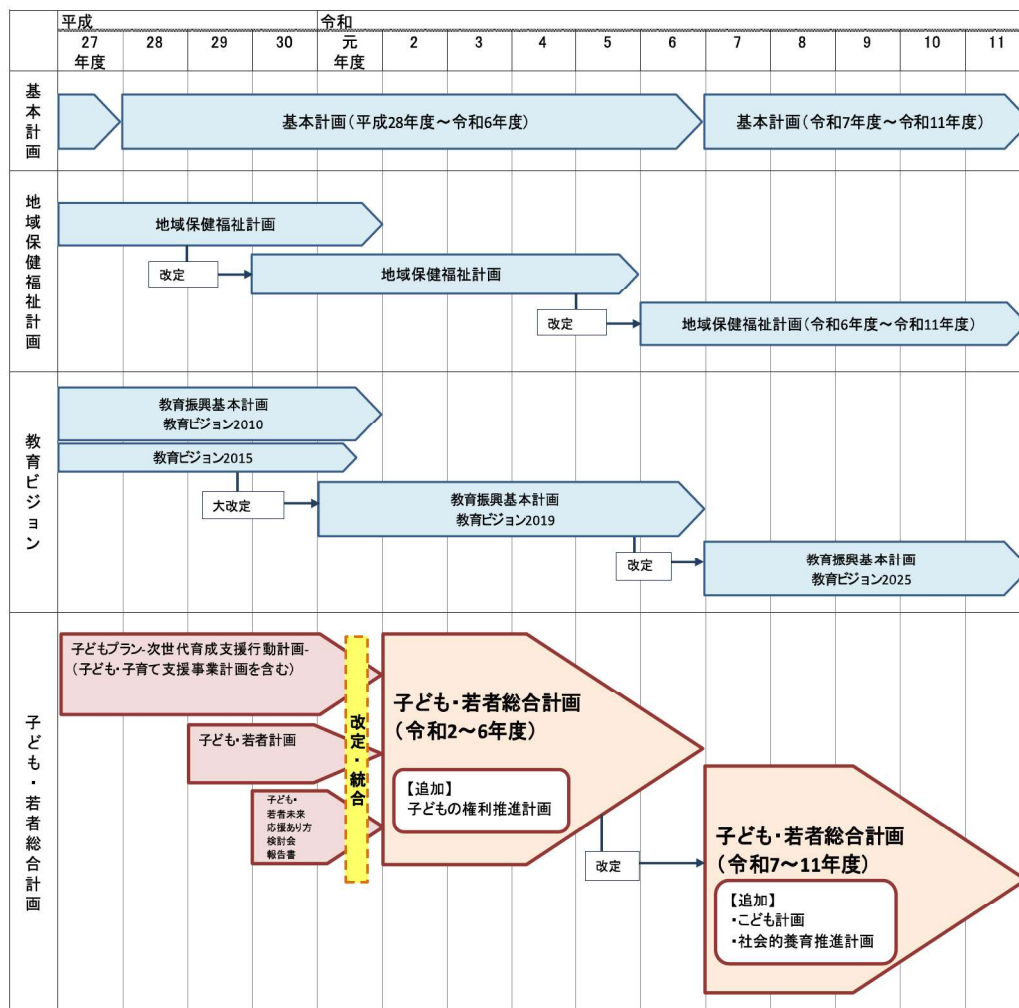


第1章 計画の基本的な考え方



3 計画期間

○子ども・若者総合計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの5年間です。





4 計画の対象

本計画は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子どもは、18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者とし、若者は、18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者とし、なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことがないように、一部施策においては対象の年齢を広げて計画を進めていくこととします。

参考：関係法令・大綱等における「子ども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分
民法	未成年者	18歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
少年法	少年	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
こども大綱	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生年代
	若者 思春期	中学生から概ね18歳まで
	若者 青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

条例

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者

第 1 章 計画の基本的な考え方

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況



1 国・東京都・豊島区の動向

(1) 国の動向

こども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、地方公共団体へこども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、こども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定められました。

児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成28年6月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導をなどの必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。
- 令和4年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

子ども・子育て支援法等の改正

- 令和6年6月、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための 子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

(2) 東京都の動向

東京都こども基本条例の施行

- 東京都は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

「都道府県こども計画」への都の対応

- こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。
- 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子供・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画（第2期）』の2つの法定計画、及び、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『子ども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子供政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

(3) 豊島区の動向

としま子どもの権利相談室の開設

- 豊島区では、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、平成18年4月から順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月に「子どもの権利擁護委員」に関する条項を施行しました。
- 平成30年1月には、平成28年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されたことを踏まえ、「子どもの権利委員会」を設置し、令和2年3月に子どもの権利推進計画を策定しました。
- 令和5年9月には、子どもの権利相談員が子どもからの声やSOSを受け、権利侵害に係る相談を第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなげることで、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。

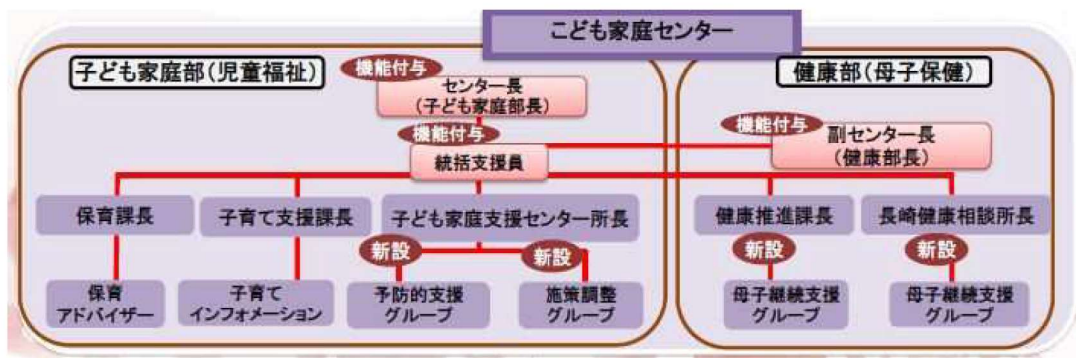
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

豊島区児童相談所の開設

- 平成 28 年度の児童福祉法改正に伴い、児童相談所設置自治体が拡大され、特別区も児童相談所の設置が可能となりました。豊島区では、旧長崎健康相談所を建設地として施設整備を行うとともに、児童相談所等への研修派遣により人材育成の強化を図りながら、令和 5 年 2 月に豊島区児童相談所を開設しました。
- 子どもと家庭に関する専門相談の機能と、母子保健の機能を有する複合施設としてのメリットを最大限に活かし、妊娠・出産から子育てに至るあらゆる相談に対する支援を行っています。
- また、児童相談所設置市への移行に伴い、東京都より児童福祉法に基づく認可保育所の設置認可や指導検査の権限が移管されました。

子ども家庭総合支援拠点から「こども家庭センター」へ

- 児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健の一体的支援を更に強化することを目的とし、区市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
- 豊島区では、令和 4 年に区の児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、これまでであった妊産婦、子育て世帯及び子どもへのサポート機関であった子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、関係組織機能の一体化を図ることで相談支援を進めています。





2 豊島区の状況

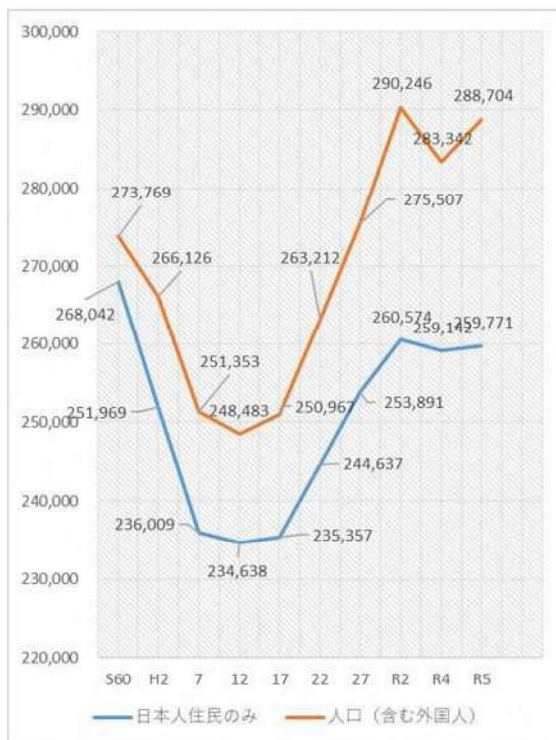
(1) 豊島区の現況

①人口と人口密度

○豊島区の人口は、令和5年1月現在 288,704 人（うち外国人人口 28,933 人）となっています。平成27年には昭和60年の人口を30年ぶりに上回り、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年・4年は減少傾向にありましたが、令和5年度以降は回復傾向となっています。

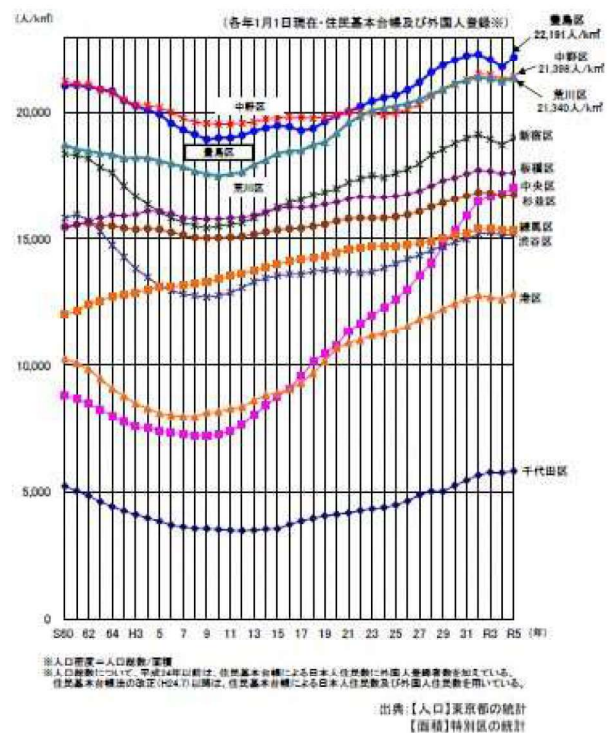
○また、区の人口密度は、令和5年1月現在1ヘクタールあたり221.9人であり、全国で人口密度が最も高い都市となっています。

豊島区の人口の推移



出典：住民基本台帳 各年1月1日

各区の人口密度の推移



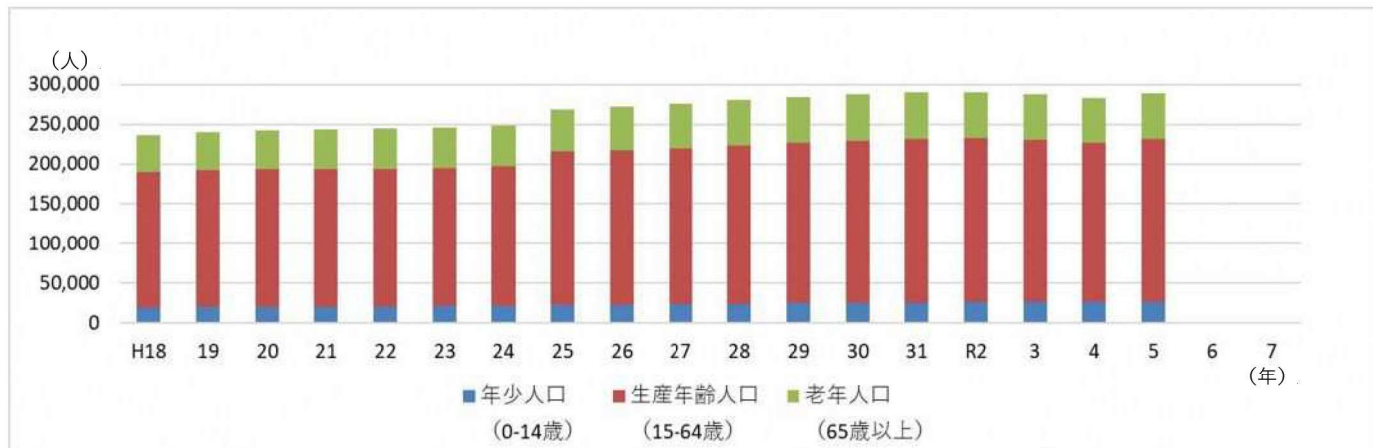
出典：【人口】東京都の統計
【面積】特別区の統計

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

②年少人口と少子高齢化

〇15歳未満の年少人口は、令和5年1月現在26,319人となっています。平成18年まで減少を続けてきましたが、その後は人口の増加に伴い増加傾向になっています。

豊島区の年齢(3区分)別人口推移



年次	H18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
老年人口 (65歳以上)	46,874	48,103	49,125	50,209	50,952	51,161	51,469	53,401	54,696	56,214
生産年齢人口 (15-64歳)	170,037	171,932	172,890	172,620	172,762	173,616	175,094	192,653	193,565	195,420
年少人口 (0-14歳)	19,746	20,240	20,542	20,633	20,923	21,252	21,736	22,905	23,382	23,873
計	236,657	240,275	242,557	243,462	244,637	246,029	248,299	268,959	271,643	275,507

28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年	7年
57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	56,914	56,657		
199,183	201,988	204,284	206,216	206,609	203,760	200,408	205,728		
24,294	24,855	25,229	25,782	26,202	26,247	26,020	26,319		
280,639	284,307	287,111	289,508	290,246	287,300	283,342	288,704		

出典:住民基本台帳各年1月1日

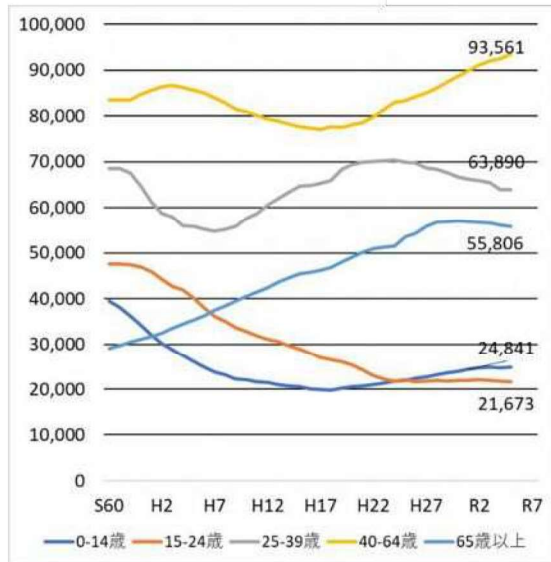
※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

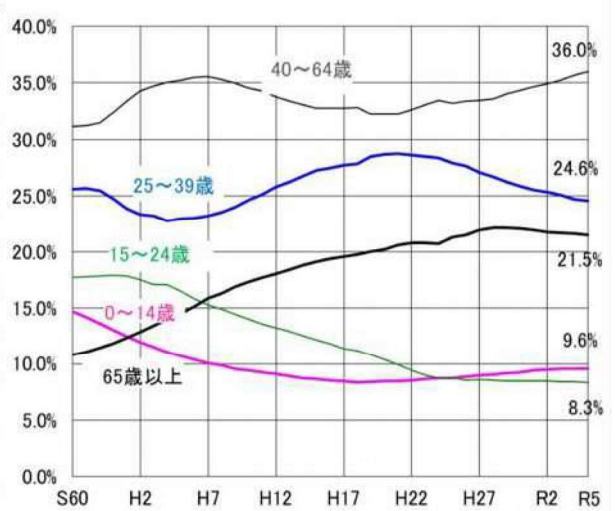
○平成 26 年に 15～24 歳の年齢層の割合が最も低くなりましたが、その傾向は令和 5 年においても続いており、8.3%となっています。65 歳以上の高齢者の割合は、令和 5 年では前年から 0.1 ポイント減少し 21.5%となりました。

豊島区の年齢構成別人口の推移

人口の推移(日本人のみ)

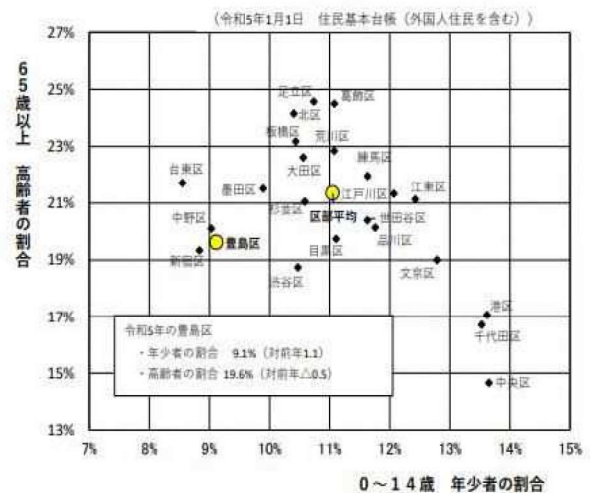


構成比の推移



○また、23 区の中で、少子高齢化の状況を比較すると、高齢者の割合は 19.6%で、8 番目に低い値となっています。年少者の割合は 9.1%と、台東区、新宿区、中野区に次いで 4 番目に低い状況です。

高齢者と年少者の割合の比較



出典:企画課作成資料

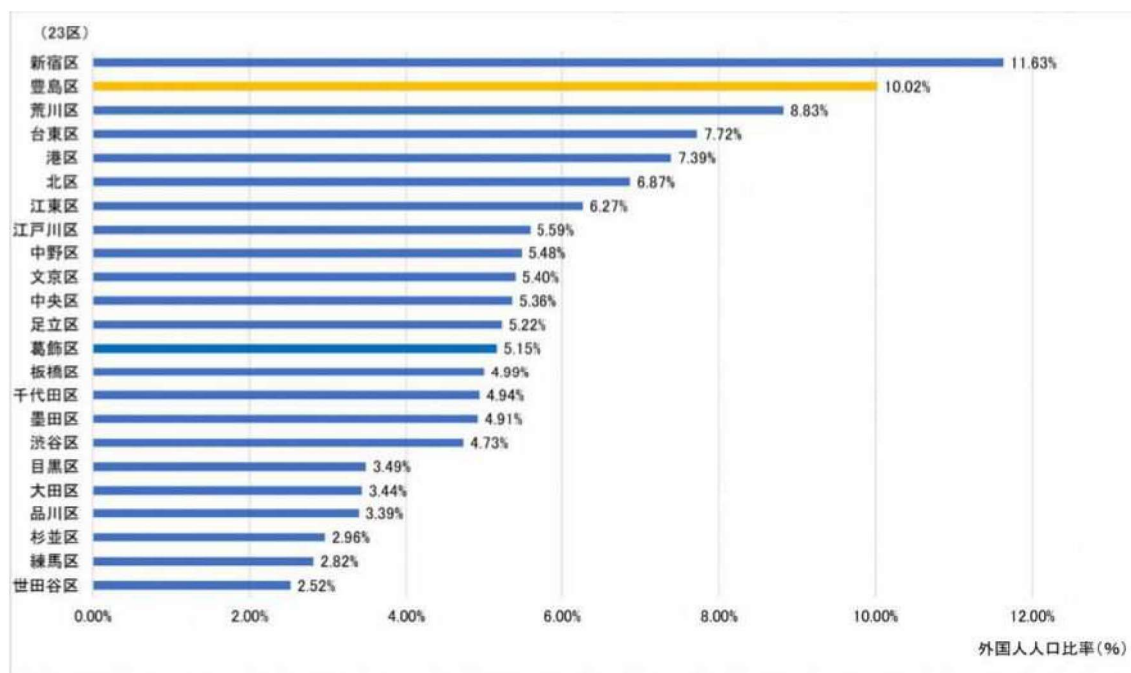
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

③外国人人口

ア 外国人住民の割合

○東京都 23 区の中で比較すると、豊島区の外国人住民割合は、新宿区に次いで 2 番目に多くなっています。

全年齢外国人住民比率(23 区比較)

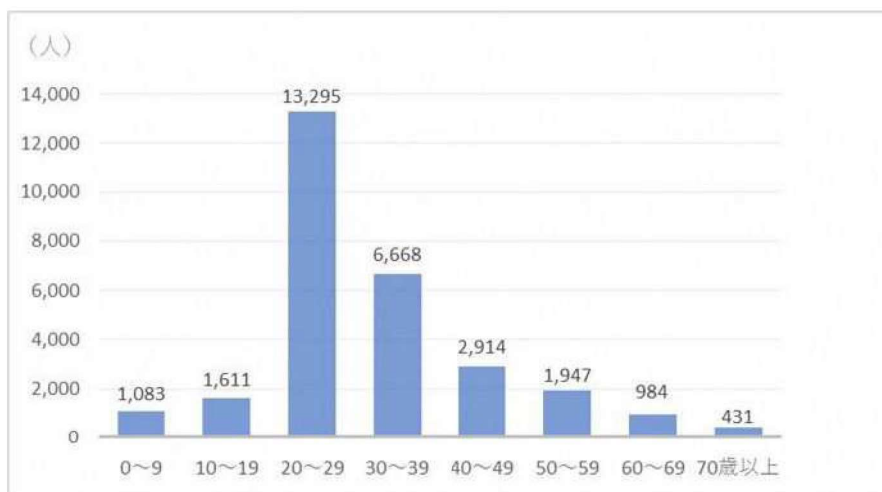


出典:令和 5 年 1 月 1 日 住民基本台帳

イ 年代別外国人住民数

○10 歳ごとに住民数をみると、20～29 歳が最も多くなっています。

年代別外国人住民数



出典:令和 5 年 1 月 1 日 住民基本台帳

ウ 国籍別住民の割合

○外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年・4年は減少傾向にありましたが、令和5年には増加しています。国籍別に住民数割合をみると、中国国籍の住民が最も多く、区内外国人住民数の約半数を占めています。

国籍別外国人住民数の推移



エ 保育園、公立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒

○保育園、公立小中学校・幼稚園の全てにおいて中国国籍が最も多くなっています。

豊島区内の保育園及び区立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒の状況(国籍別)

	国籍別人数							合計	在籍者総数	在籍数に占める外国籍の割合
	中国	ネパール	ミャンマー	ベトナム	韓国	台湾	その他			
保育園 (区立、私立、地域型) 平成31年4月1日現在 区立幼稚園 令和元年9月1日現在	167	67	37	19	18	8	30	369	6,107	6.04%
区立小学校、中学校 令和元年5月1日現在	269	25	22	8	22	9	34	411	11,118	3.70%

出典:保育課、学務課作成資料

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

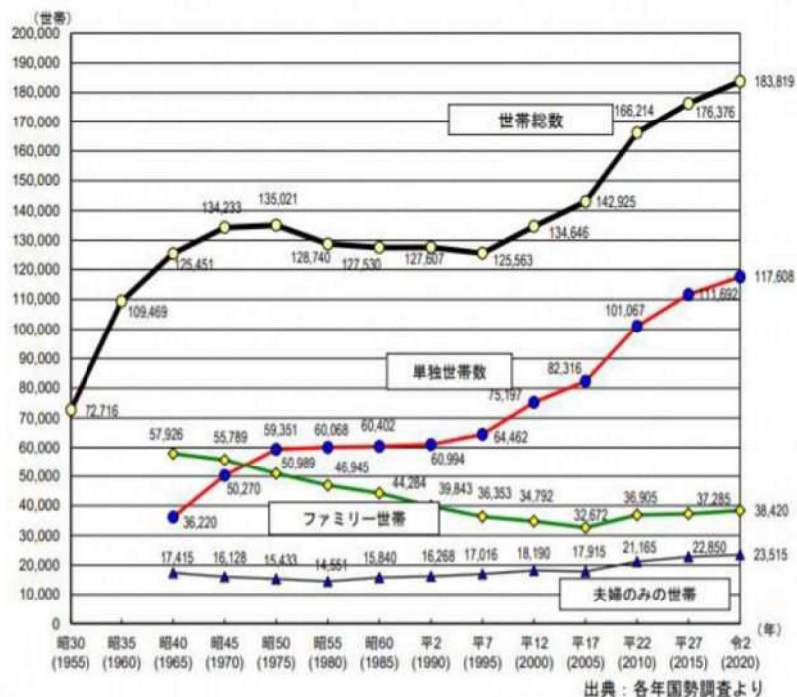
④世帯数と世帯類型

〇区の世帯数は、平成 27 年から令和 2 年までの間に約 1 万世帯増加し、183,819 世帯となりました。

〇世帯類型別にみると、全ての世帯類型で増加しており、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、令和 2 年で約 6 割となっています。一方、「ファミリー世帯」の世帯数は増えているものの、割合は約 2 割となっています。

〇23 区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

豊島区の世帯類型別世帯数推移



単独世帯とファミリー世帯の割合

